

第2章

健康でいきいきと  
暮らせるまちづくり

【施策4】 地域福祉の推進

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

市民が相互に支え合い、助け合うとともに、市民や行政、福祉サービス事業者を含む様々な事業者などが連携・協働して、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

少子高齢化や都市化の進行とともに、人々の価値観や生活様式の多様化などがあいまって、家庭や地域におけるつながりや支え合いの力が弱くなってきています。

また、全国的に、令和7年(2025年)には、4人に1人が75歳以上となり、支援が必要な人を支える担い手不足や社会保障費の財源不足等が懸念されている「2025年問題<sup>\*</sup>」に直面しています。さらに、ひきこもり、ダブルケア、ヤングケアラー<sup>\*</sup>など地域で生活する上での課題やニーズは多様化・複雑化しています。

また、新型コロナウイルス感染症<sup>\*</sup>の感染拡大は、生活困窮や社会的孤立の問題を一層深刻化させました。これまでの公的な福祉サービスだけでは解決が難しい課題やニーズが増加傾向にあり、地域における課題解決への期待が高まっています。

今後、これらの課題やニーズに対応していくためには、地域においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を担い、支え合いながら、公的な福祉サービスとも連携し、誰もが安心していきいきと暮らせる地域共生社会<sup>\*</sup>の実現につなげていく必要があります。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	1	安心して子育てができる環境づくり
2	6	高齢者が安心して暮らせる地域づくり
2	7	障がいがある人の自立と社会参加の促進
2	8	社会保障制度の安定的な運営
5	17	防災・防犯対策の強化

分野別計画等

- 地域福祉計画(令和7~11年度)



行政の取組内容

(1) 地域で支えあう仕組みづくり

- 福祉の「支え手」と「受け手」が固定されず、誰もが地域で活動・活躍できる仕組み・機会づくりに取り組むとともに、多様な主体が連携・協働できる仕組みづくりを推進します。
- 重層的支援体制<sup>\*</sup>のもと、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。
- また、災害等の非常時においては、地域の避難行動要支援者<sup>\*</sup>が制度の狭間に陥ることのないよう、引き続き、包括的な支援体制の構築を推進します。



重点施策 II-②

(2) 地域福祉の担い手づくり

- 地域の福祉課題などを共有し、それらの解決だけでなく、理想の地域をめざす地域づくりを支援することにより、地域の活動に参加する市民を増やすとともに、地域福祉への関心が高まるよう、啓発や福祉教育<sup>\*</sup>などを通じて、地域福祉の担い手づくりを推進します。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、買い物や通院、趣味活動等の外出をサポートする運転ボランティアの担い手づくりを進めるなど、住民同士の助け合い活動を支援します。



重点施策 II-②

(3) 高齢者や障がい者などにやさしい生活環境の整備

- 高齢者や障がい者を含むすべての市民が安心して快適に生活できるよう、ハード(施設の改善など)・ソフト(人的支援など)の両面においてユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>による福祉のまちづくりを推進します。また、高齢者や障がい者が家庭で自立した生活ができるよう、住宅改修等の助成を行います。



重点施策 II-②

市民・事業者の取組内容

市民	●地区福祉委員会 <sup>*</sup> やボランティア活動に参加するなど、地域の一員として自分にできることから、地域での支えあい・助けあい活動に取り組みます。
事業者	●地域の一員として、福祉分野における社会貢献・地域貢献活動に取り組みます。

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
小地域ネットワーク活動のサロン活動延べ参加者数	16,733人	14,100人	18,000人
大阪狭山市社会福祉協議会でのボランティア登録者数	574人	405人	800人

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「地域みんなで支えあう地域福祉の充実に満足している」と思う市民の割合	15.2%	26.7%	UP

【施策5】 健康づくりや医療体制の充実

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

市民が主体となって、いきいきと楽しみながら、健康に暮らせるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

本市での死亡原因をみると、悪性新生物(がん)が死亡数の全体の3割弱を占め、これに心疾患、脳血管疾患、肺炎が続いています。

各種がん検診の受診率向上に向け、さまざまな取り組みを行っていますが、受診率については、現在はほぼ横ばいの状態です。特にがん対策については、早期発見・早期治療が最も重要なことから、がん検診の受診率の向上に向けた取り組みと喫煙防止対策が重要となります。また、心疾患、脳血管疾患の予防のためにも、高血圧、糖尿病等の重症化予防対策が必要となっています。

がんになり患しても、治療による効果は高まりましたが、一方で副作用等による脱毛や手術後の外見変化により低下したQOL(生活の質)の向上が必要とされています。令和5年(2023年)3月に策定された国のがん対策推進基本計画において、アピアランスケア<sup>※</sup>にかかる相談支援・情報提供体制の構築について検討するとされています。

令和5年(2023年)のデータ(大阪府から提供)によると、自立した生活ができる期間を示す本市の健康寿命<sup>※</sup>は、男性79.6歳、女性85.4歳となっていますが、不健康な期間が男性1.6年、女性3.9年あり、今後も市民自らが主体となった健康づくりを、より一層支援していく必要があります。そのため、広報・啓発活動の充実をはじめ、生活習慣病やがんの対策、たばこ対策、運動の推進、食育の推進等を学校園、家庭、地域、行政が連携して推進していく必要があります。

また、令和2年(2020年)に新型コロナウイルス感染症<sup>※</sup>が世界的に拡大し、国内においても、緊急事態宣言が発令され、外出を自粛するなど、人々の生活が一変し、数年間にわたり感染症による脅威にさらされました。同感染症の対応から、感染症予防を目的とした平時からの備えと、新興感染症等の発生やまん延時に迅速に対応できる体制整備の重要性が改めて認識されました。今後も、市民、事業者、行政が一体となり、感染症対策に取り組むとともに、医療機関等との連携強化に努め、迅速に対応する体制づくりを進める必要があります。

令和7年(2025年)11月、近畿大学病院等が堺市泉ヶ丘地区へ移転しましたが、引き続き地域の医療機関や大阪府、近隣市町村との連携により、将来にわたって安心な医療体制を確保する必要があります。また、引き続き、初期救急医療<sup>※</sup>をはじめとする医療体制の充実を図る必要があります。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	1	安心して子育てができる環境づくり
5	18	消防・救急体制の強化

分野別計画等

- 健康大阪さやま21(令和7~18年度)
- 食育推進計画(令和7~18年度)
- 自殺対策計画(令和6~11年度)

行政の取組内容

(1)健康づくりの推進

- 市民の主体性を重視した健康づくりを推進するため、市民意識の啓発や健康情報の提供を実施するとともに、食生活の改善や運動、禁煙など、生活習慣病の発症や重症化の予防に取り組みます。
- 疾病の予防や早期発見が大切であることの啓発や受診勧奨などにより、各種健診やがん検診の受診率、予防接種の接種率の向上を図ります。また、アピアランスケアの取組みとして、がん患者などのウィッグや医療用補正具の購入費用を助成し、QOLの向上に努めます。
- こころの健康づくりを推進し、関係機関との連携、情報共有を図りながら、自殺予防対策を進めます。
- 基本的な感染症予防対策について、平時から正しい知識の普及啓発等情報発信に努めるとともに、予防接種法に基づく予防接種を実施し、感染症の予防と感染拡大防止に努めます。また、新興感染症等の発生やまん延時に迅速に対応するための体制の充実を図ります。



重点施策  
II-②

(2)医療体制の充実

- 近畿大学病院等の移転後も、地域の医療機関や大阪府、近隣市町村と連携し、将来にわたって安心な医療体制が確保できるよう努めます。また、初期救急医療体制の円滑な運営に努め、誰もが安心して診療を受けることができる医療体制を構築します。
- 大阪狭山市医師会と連携し、日曜日、祝日および休日、年末年始における初期救急医療体制を確保するため、15歳以上の人を対象とした休日診療を行います。また、15歳未満の子どもについては、南河内南部広域小児急病診療体制のもと、休日診療を行います。



重点施策  
II-②

市民・事業者の取組内容

市民	●健診(検診)を定期的を受け、生きがいのある生活や正しい食生活などの健康づくりに主体的に取り組み、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図ります。また、感染症予防についての正しい知識を身につけ、主体的に取り組みます。
事業者	●特定健診やがん検診の受診を勧めるとともに、受動喫煙防止のため、敷地内禁煙や屋内禁煙など必要な対策に取り組みます。また、感染症予防や感染拡大を防止するための取組みを市民とともに進めます。

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
がん検診の受診率(大腸がん)(40~69歳)	15.9%	16.7%	50%
国民健康保険特定保健指導終了率	33.4%	13.9%	60%
ゲートキーパー <sup>※</sup> 養成研修延べ受講者数(累計)	97人	263人	500人

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「いつまでも元気で暮らせる健康づくりの推進に満足している」と思う市民の割合	25.2%	30.4%	UP

【施策6】 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

いくつになっても住み慣れた地域で生きがいを持って、安心して暮らし続けられるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

令和7年(2025年)にはすべての「団塊の世代」が後期高齢者である75歳以上となり、保健、医療、福祉、介護サービスへのニーズが一層高まるなど、社会保障費が増大しています。

このような背景の中、社会保障制度改革が進められており、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム<sup>\*</sup>の深化・推進が求められています。本市では、地域包括ケアシステム推進条例に基づき、介護が必要な状態や認知症になっても、高齢者一人ひとりが社会を構成する一員として尊重され、いきいきと暮らせるやさしさのあるまちづくりが求められています。

介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して介護サービスを受けられるよう、柔軟かつ迅速なサービス提供体制の構築と、質の高い介護保険サービスを提供できるよう支援する必要があります。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
2	4	地域福祉の推進
2	5	健康づくりと医療体制の充実
4	14	生涯学べる環境づくり

分野別計画等

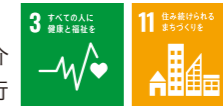
- 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(令和6～8年度)



行政の取組内容

(1) 地域での包括的な支援体制の充実

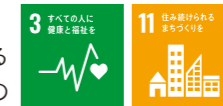
- 地域包括ケアシステム推進条例に基づき、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の各サービスが必要な人に行き届く地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域包括支援センター<sup>\*</sup>を中心に、さまざまな関係機関が連携・協力しながら進めています。
- 市民が安心して質の高い介護保険や保健福祉サービスを選択できるよう、地域密着型サービスをはじめとした介護保険サービスの充実に加え、医療と介護が連携したサービス提供体制の整備に引き続き取り組みます。



重点施策  
II-②

(2) 高齢者自立支援などの推進

- 市民一人ひとりが生涯健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、いきいき百歳体操<sup>\*</sup>をはじめ、市民の主体的な健康づくりを支援することで、フレイル(加齢とともに心身の活力が低下した状態)の進行を予防するとともに、ボランティア活動など、社会参加の機会の充実を図ることにより、活躍の場を提供します。
- 認知症への正しい理解や早期からの適切な診断・対応を進めるとともに、認知症高齢者の家族に対する支援体制の充実など、本人や家族が安心して暮らせる環境づくりを進めます。
- 成年後見人制度をはじめ、高齢者の権利擁護・虐待防止に向けた取組みを推進します。



重点施策  
II-②

市民・事業者の取組内容

- |     |   |
|-----|---|
| 市民  | ● 地域ぐるみで高齢者を支えるまちづくりをめざして、できる限り健康で自立した生活を送ることができるよう、地域住民による見守り活動等、支えあい機能の強化と介護予防への取組みを進めます。                                   |
| 事業者 | ● 高齢者の居場所づくりや、認知症サポーター <sup>*</sup> 養成講座の受講、高齢者SOSネットワーク <sup>*</sup> への協力など地域包括ケアシステム推進施策などに積極的に取り組み、高齢者が地域で安心して暮らせるよう支援します。 |

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
いきいき百歳体操事業の実施箇所数	27箇所	28箇所	50箇所
認知症サポーター養成者数(累計)	8,728人	10,759人	20,200人

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「高齢者に安心な福祉サービスづくりに満足している」と思う市民の割合	17.9%	27.4%	UP

【施策7】 障がいがある人の自立と社会参加の促進

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

障がいの有無に関係なく、すべての人にとって暮らしやすい、ともに生きるまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

平成23年(2011年)に「障害者基本法」が改正され、障がい者の定義が見直されて以降、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に改正され、難病患者を障がい福祉サービスの対象に含めるなどの制度改正が行われました。

また、平成25年(2013年)6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が成立するなど一連の法整備により、障がい者を取り巻く環境は大きく変化することとなりました。

誰もが職業を通じた社会参加のできる共生社会の実現に向けて、障がい者の職業生活における自立を促進することにより障がい者の職業の安定を図ることを目的とする「障害者の雇用の促進等に関する法律」においても、障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の促進や職業能力の開発及び向上等が盛り込まれた改正がなされています。

さらに、近年、少子高齢化や核家族化とともに、障がい者数の増加と高齢化、障がいの重度化・重複化もみられ、障がい福祉のニーズは、より多様化する傾向にあることから、障がい者が自らの意思により地域で安心した生活を送ることができるまちを実現するために、障がい者を総合的に支援する体制の構築や障がい福祉サービス、障がい児通所支援などの量的・質的な充実が重要となっています。

重度障がい者の健康の保持及び生活の安定に寄与するため、重度障がい者医療費助成制度について、引き続き適正な運営に努める必要があります。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	1	安心して子育てができる環境づくり
1	2	生きる力を伸ばす教育環境づくり
2	4	地域福祉の推進
3	10	便利で快適な道路交通環境の形成
3	13	産業の振興によるにぎわいの創出
4	14	生涯学べる環境づくり

分野別計画等

- 障がい者計画(平成30～令和8年度)
- 障がい福祉計画(令和6～8年度)
- 障がい児福祉計画(令和6～8年度)

行政の取組内容

(1)障がい者の社会参加の促進

- 障がい者が地域で活動できるよう、引き続き地域活動支援センター<sup>※</sup>での活動やスポーツ・レクリエーション活動、当事者団体の活動を支援するとともに、基幹相談支援センター<sup>※</sup>等の相談支援事業による支援及び移動支援や手話通訳者の派遣などにより障がい者の社会参加を促進します。
- 障がいがあっても働くことにより社会参加ができるよう、関係機関との連携を図りながら、雇用施策と福祉施策が連携し、就労支援と障がい者雇用促進に向けた体制の整備や啓発活動を推進します。

(2)障がい者福祉サービスの充実

- 住み慣れた地域や家庭で安心して自立した日常生活を送れるよう、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援サービス等の提供体制の充実を図るとともに、相談支援体制の強化に努め、障がいの状況に応じたきめ細かな情報提供を行います。また、介護に係る家族の負担軽減のため、ショートステイ<sup>※</sup>の充実等に努めます。
- 引き続き、重度障がい者医療費助成制度の適正な運営に努めます。

(3)障がい者理解の促進

- 障がい者に対する偏見や差別をなくし、障がいのある人もない人もともに暮らすことができるよう、障がいや障がい者への理解を促進します。また、障害者差別解消法の施行に伴う市職員対応要領等に基づき、「障がい者雇用推進者」及び「障がい者職業生活相談員」を選任することで相談・サポート体制の充実を図るとともに、研修や啓発に努めます。

市民・事業者の取組内容

市民	●障がい者が地域の中で、安心していきいきと暮らせるよう、地域での支えあいに取り組みます。 ●障がい者が利用しやすい環境整備に努めます。
事業者	●障がい者の雇用の創出を図り、障がい者が働きやすい職場環境の整備に努めます。

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
基幹相談支援センター等の相談支援事業の延べ利用人数	11,180人	11,951人	12,500人
障がい者自立支援給付・障がい児通所給付延べ利用人数	11,960人	18,781人	25,000人

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「障がい者の自立や社会参加を支える福祉サービスづくりに満足している」と思う市民の割合	12.9%	20.4%	UP

【施策8】 社会保障制度の安定的な運営

将来あるべき姿(めざすべき方向性)

すべての人の安定した生活と自立を支援するまちをめざします。

施策の背景(現状、課題、社会潮流)

国民健康保険は、少子高齢化が進む中、被保険者が後期高齢者医療制度へ移行していくため減少しており、安定的な制度運営のため、さらなる医療費の適正化や収納率向上への取組みが求められています。国民健康保険制度は、平成30年度(2018年度)に事業の安定化のため都道府県単位に広域化され、本市は大阪府と共同保険者となり、大阪府が策定した国民健康保険運営方針に基づき運営を行っています。また、これまで大阪府内で市町村ごとに異なっていた保険料率や保険料の減免基準などについては、府内全体で加入者間の受益と負担の公平化を図るため、本市では平成30年(2018年)4月から令和6年(2024年)3月までの経過措置期間における段階的な移行を経て、令和6年度(2024年度)に大阪府統一基準となりました。今後、運営していく中で生じる課題等を大阪府や各市町村とともに、整理・改善していく必要があります。国民年金については、年金制度を適正に運用するため、普及啓発による加入の促進や相談業務の充実に取り組む必要があります。

本市における生活保護世帯数は、近年、概ね横ばいで推移していますが、高齢者世帯が増加傾向にあり、医療扶助費、介護扶助費の上昇が見込まれます。就労可能な稼働年齢層がいる世帯に対しては、ハローワーク\*などと連携して自立に向けた就労支援を進める必要があります。生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮世帯に対しては、自立相談支援を実施し、自立した生活を支援・援助しています。また、ひきこもりの期間が長期化することにより、親子とも高齢化し困窮に陥る、いわゆる「8050問題\*」など、地域に潜在する生活困窮者の実態を把握し、関係機関と連携を図りつつ、支援していく必要があります。

施策連携

大綱	施策	連携する施策
1	3	子どもや若者の健全育成
2	4	地域福祉の推進
3	13	産業の振興によるにぎわいの創出

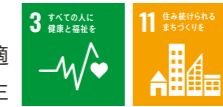
分野別計画等

- 国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)(令和6~11年度)
- 国民健康保険特定健康診査等実施計画(令和6~11年度)

行政の取組内容

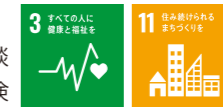
(1)国民健康保険制度の充実

- 国民健康保険制度の安定的な運営のため、医療費の適正化と財源確保に努め、セーフティネットとして市民の生活を支えます。



(2)国民年金制度の促進

- 年金制度への理解を深めるため、広報活動や年金相談の充実を図ります。未加入者への加入勧奨を行い、保険料未納による無年金者の防止に努めます。



(3)生活保護受給者、生活困窮者の支援

- 生活保護受給者に対し、その困窮の程度に応じた保護を受けることができるよう、生活保護制度を適正に運用するとともに、自立した生活が営めるようさまざまな阻害要因を個別に調査・分析し、解消するよう適切な支援を行います。
- 生活困窮者に対し、日常生活や社会生活における自立を支援するために、自立相談支援事業と家計改善支援事業、就労準備支援事業や居住支援事業(シェルター事業)を行うとともに、生活困窮世帯、被保護世帯の子どもに対しては、貧困の連鎖を断ち切るために、学習支援事業など、きめ細やかな支援を行います。



市民・事業者の取組内容

- |     |  |
|-----|--|
| 市民  | ●国民健康保険制度について理解を深め、保険料を納め、必要な保険給付を適切に受けます。 |
| 事業者 | ●行政と連携し、質の高い社会保障サービスの提供に努めます。              |

進捗状況を見る主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
国民健康保険料収納率	93.64%	94.51%	94.81%

市民意識の主な指標

指標名	基準値(R1)	現状値(R6)	目標値(R12)
「セーフティネットとしての社会保障の充実に満足している」と思う市民の割合	13.1%	19.1%	UP